二〇七四	大湊地区総監部	むつ市	国有	土地…約一、〇〇〇平方メートル 建物…約六九〇平方メートル 工作物…門等 訓練施設として追加提供する。 使用期間…令和七年七月十六日から同月二十八日までの間 海上自衛隊大湊地区総監部の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。地位協定の関連ある条項が適用される。
三一八七	百里飛行場	小美玉市	国有	建物…約一、五〇〇平方メートル 訓練施設として追加提供する。 使用期間…令和七年七月十四日から同月二十九日までの間、訓練の展開及び撤収のための追加期間 航空自衛隊百里基地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。地位協定の関連ある条項が適用される。
四一六一	小松飛行場	小松市	国有	土地…約一、〇〇〇平方メートル 建物…約四、五〇〇平方メートル 工作物…水道等 訓練施設として追加提供する。 使用期間…令和七年七月十三日から同年八月三日までの間、訓練の展開及び撤収のために必要に応じ、追加期間 航空自衛隊小松基地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。地位協定の関連ある条項が適用される。
五一二一	築城飛行場	春日市	国有	建物…約二〇平方メートル 訓練施設として追加提供する。 使用期間…令和七年七月十一日から同月三十日までの間、訓練の展開及び撤収のために必要に応じ、訓練の展開及び撤収のための追加期間 航空自衛隊春日基地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。地位協定の関連ある条項が適用される。

海上演習場関係

◎新規提供

むつ湾訓練区域

一　区域

次の各点を順次に結ぶ線によって囲まれる区域

1　北緯四一度〇九分一二秒、東経一四一度〇七分一二秒

2　北緯四一度〇五分五三秒、東経一四一度〇八分二八秒

3　北緯四一度〇四分〇二秒、東経一四〇度五九分五九秒

4　北緯四一度〇七分二二秒、東経一四〇度五八分四三秒

二　高度制限

高度六一〇メートル（二、〇〇〇フィート）以下とする。

三　用途

本区域は、海上自衛隊と共同で実施する掃海訓練のために使用される。

四　摘要

本区域を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として、令和七年七月十六日から同月二十八日までの間提供する。この期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

○北陸地方整備局告示第三十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年七月十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年七月十日　北陸地方整備局長　髙松　諭

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
小矢部市安楽寺字別当島七二四番一から同市安楽寺字裏山六番まで	前	五三・二メートル	八・八キロメートル
	後	五七・五メートル	〇・〇五〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第三十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年七月十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年七月十日　北陸地方整備局長　髙松　諭

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
八号	小矢部市安楽寺字別当島七二四番一から同市安楽寺字裏山六番まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所

供用開始の期日　令和七年七月十日

○近畿地方整備局告示第八十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年七月十日　近畿地方整備局長　齋藤　博之

一　施行者の名称　兵庫県

二　都市計画事業の種類及び名称　阪神間都市計画道路事業三・三・二百四十号中筋伊丹線、三・五・八百五十八号中筋山本線及び三・六・九十一号宝塚長尾線

三　事業施行期間　自令和七年七月十日至令和十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　兵庫県宝塚市中筋三丁目、中筋六丁目、中筋七丁目及び長尾町地内

使用の部分　なし